

亀山市告示第 1 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 4 6
- 3 路線名 能褒野東線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野 3 番 2 6 地先から 能褒野町字能褒野 3 番 1 地先まで	旧	1 8 7 . 3 0	最小	3 . 2 0
			最大	6 . 2 0
	新	1 8 7 . 3 0	最小	5 . 4 0
			最大	1 0 . 9 0